

2026年2月

お客さま各位



手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応に関する
内容の一部変更と追加について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、2027年3月をもって「電子交換所における手形・小切手の交換廃止」が決定されました。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、2025年4月に「手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について」をお知らせいたしましたが、今般、内容の一部変更と追加をいたします。

何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 実施内容

実施日	内 容
2025年4月30日 (実施済)	■2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を終了 ※すでに受付を終了しております。
2025年9月1日 (実施済)	■当座勘定入金通帳、当座預金払戻請求書を制定 ※窓口およびATMで当座預金への入金が可能になりました。また、窓口で小切手を使用せずに、当座預金からの払い戻しが可能になりました。
2026年5月29日 (変更)	■手形帳・小切手帳の発行受付を終了 ※下記、振出期限の設定に伴い、2026年9月に予定していた発行受付終了を2026年5月29日へ変更いたします。 ※自己宛小切手の発行受付もあわせて終了いたします。
2026年9月30日 (追加)	■手形・小切手の最終振出期限 ※手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日といたします。最終振出期限後に振り出された手形・小切手は当座預金からの支払いができません。

現在、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、早期に代替サービスへの切り替えをご検討いただきますようお願い申し上げます。

2. 代替サービスのご案内

【手形をご利用中のお客さま】

◇へきしん電子記録債権サービス「でんさい」の利用をご検討ください。

(支払手形の代替手段として)

- ・手形に代わり、インターネット（パソコン）を通じて「電子記録債権」をでんさいネットに記録し、支払期日に資金決済を行います。
- ・手形に貼付している収入印紙や手形を送付する際の郵送料を削減できます。

(受取手形の代替手段として)

- ・支払期日に自動的に指定口座へ入金されるため取立手続が不要です。
- ・「電子記録債権」のうち必要な分だけを分割して、譲渡や割引をすることができます（割引には審査が必要です）。

※でんさいをスマホやタブレットからでも利用できる「でんさいライト」もございます（ご利用金額に上限があるなど、「でんさい」とは一部機能が異なります）。

でんさいネットホームページに、でんさいに関する各種情報が掲載されていますので、ご参照ください。

<https://www.densai.net>

【小切手をご利用中のお客さま】

◇へきしんビジネスインターネットバンキングの利用をご検討ください。

- ・パソコンによる操作で、資金移動（振込）などのお取引ができます。
- ・インターネットに接続しているパソコンでご利用いただけます。
- ・専用ソフト・専用端末機の購入は不要です。

当金庫ホームページに、ビジネスインターネットバンキングに関する各種情報が掲載されていますので、ご参照ください。

<https://www.hekishin.jp/business/service/internet/>

詳しい内容につきましては、お取引店までお問い合わせください。

以上